報告第22号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例(昭和41年小田原市条例第34号)の規定により、 次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

損害賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 7 月 1 4 日
- 2 損害賠償額 別表のとおり(計13,200円)
- 3 相 手 方 別表のとおり(計2人)
- 4 概 要 令和2年8月13日及び同年10月20日に小田原駅西口第1 自転車駐車場ほか別表の場所から移動した放置自転車について、 所有者への通知をせずに廃棄処分等を行った。

別表

	損害賠償額	相 手 方	移動した日	移動した場所
1	1,200円	市内在住者	令和2年8月13日	小田原駅西口第1 自転車駐車場
2	12,000円	市内在住者	令和2年10月20日	市内蓮正寺